

2019年3月29日
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

神奈川県、全日本交通安全協会との『自転車等の交通安全の促進に関する協定』の締結 と、全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」販売について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、神奈川県の安全で安心した自転車利用の促進に寄与することを目的に神奈川県（知事：黒岩 祐治）および一般財団法人全日本交通安全協会（理事長：野田 健、以下「全日本交通安全協会」）と『自転車等の交通安全の促進に関する協定』を3月29日に締結したことをお知らせします。

神奈川県が、全日本交通安全協会や保険会社と交通安全に係る協定を締結するのは、今回が初めてとなります。

1. 背景・経緯

神奈川県は2019年3月15日、神奈川県民等が自転車を安全で適正に利用するため、交通ルールやマナーの順守、ヘルメットの着用、職場や学校などでの啓発、交通安全教育の実施などのほか、自転車事故に備えた保険等への加入を義務付ける条例（神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）を制定しました。

損保ジャパン日本興亜は、自治体の自転車保険義務化に伴う自転車保険制度創設の経験を生かし、全日本交通安全協会※と協力し、神奈川県民等の「サイクル安心保険」加入のスキームや自転車交通安全全般に協力していきたいと提案し、連携の可能性について検討を重ね、このたび、協定を締結する運びとなりました。

※「全日本交通安全協会」とは、交通事故防止のための活動を全国規模で推進している法人で、道路交通法により「全国交通安全活動推進センター」として指定されています。

2. 協定の目的

神奈川県、全日本交通安全協会と損保ジャパン日本興亜は、緊密な相互連携と協力により、神奈川県民等が安心・安全に自転車を活用できる環境づくりを目的とします。

3. 協定の主な内容

損保ジャパン日本興亜の強みや特徴が活かせる、以下の5分野において業務連携を行います。

- (1) 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知に関する事項
- (2) 自転車損害賠償責任保険等の情報の提供および加入の促進に関する事項
- (3) 交通安全教育の取組みに関する事項
- (4) 交通安全事業に資するデータ等の提供に関する事項
- (5) その他交通安全全般に関する事項

4. 全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」の補償概要

- (1) 保険契約者 : 全日本交通安全協会
- (2) 被保険者 : 全日本交通安全協会の自転車会員のうち、保険制度加入を希望される方
- (3) 補償内容 : ①賠償責任補償
自転車の所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②傷害補償

自転車事故(自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の自転車との衝突等)により、被保険者が亡くなられた場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。

- (4) 主な加入プラン：賠償責任補償1億円、傷害補償について本人に死亡時1,000万円、入院時に日額2,000円のプランで、年間掛金2,650円(Web申し込みの場合)となります。また、賠償責任補償1億円で傷害補償のない年間掛金1,230円(Web申し込みの場合)のプランなども用意しています。
- (5) 加入方法：全日本交通安全協会のホームページからインターネットで申し込み手続きができます。なお、神奈川県ホームページから接続することもできます。
- (6) その他：補償内容の詳細やインターネットでのお手続きができない場合などは、「サイクル安心保険コールセンター(0120-691-744)」にお問合せください。

5. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転車事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、神奈川県民を始めとした全国の皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上